

● 外国籍職員の担当職務について

公務員に関する国の基本原則(内閣法制局)を踏まえ、外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

1 公権力の行使にあたる職務は担当できません。公権力の行使にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む職務
- (2) 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当する職務

募 集 区 分		代 表 的 な 職 務	
		担当できる職務	担当できない職務
行 政 事 務		庶務・経理、広報・広聴、地域振興・支援、調査統計	市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、立入検査
学 校 事 務		市立学校等での庶務・経理、施設・設備・備品の管理	——
行 政 技 術	土 木	道路工事及び上下水道工事の実施計画・設計・監督	開発行為の監視・規制等、再開発事業・区画整理事業の計画決定及び変更
	建 築	市営住宅建設工事の設計・監督、庁舎・学校・文化・福祉施設等公共施設建設工事の設計・監督	建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、都市再開発法に基づく許可、宅地造成等の規制
	電 気 機 械	清掃工場・上下水道関連施設・地下鉄等の公共施設等の設備に係る設計・施工・維持管理	民間の建設設備の建築確認
保 育 士		乳児及び幼児の保育、こども総合相談センターでの一時保育	認可外保育施設の指導監督
運輸業務従事者		地下鉄での駅・乗務業務	——
海 技		市営渡船の運航業務	——

2 公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

公の意思の形成への参画に携わる職とは、福岡市の行政について企画、立案、決定等に関与する職をいい、原則として課長相当級以上の職(学校においては、校長、副校長、教頭及び共同学校事務室の室長)を指します。

3 昇任について

外国籍の職員は、上記2のとおり、原則として課長相当級以上の職に就くことはできませんが、市民サービスを目的とする施設の運営業務を担当する職、出先機関等で内部管理業務を担当する職などで公の意思の形成への参画に携わる蓋然性の低い課長相当級以上の職に就くことは可能です。